

独立行政法人住宅金融支援機構 女性の活躍推進に係る行動計画

多様な人材が活躍する組織を目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 4 月 1 日

2. 当機構の課題

管理職に占める女性職員の割合が低い。

3. 目標

管理職に占める女性職員の割合を 5% とする。

4. 取組内容及び実施時期

(1) 育児との両立支援の取組

平成 31 年 4 月～ 出産等の女性のライフイベントを理由とする就業継続への不安を払拭し、離職を防止するとともに、仕事と家庭生活を両立させながら、キャリアアップしていくことを支援する。

(2) 人材育成の取組

平成 31 年 4 月～

- ・新たな業務等を経験させることによる成長機会の設定
- ・年代及び職種に応じたロールモデルの育成
- ・知識、スキル等の向上に資する研修の実施

(3) 職員の更なる理解向上の取組

平成 31 年 4 月～ 全職員に、女性活躍推進の取組の意義及び目的、一人ひとりが働きやすい職場とするための各種支援制度等を改めて示し、本取組に対する職員の更なる理解向上を図る。